

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社  
代表取締役社長 南部 剛史

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和 6 年 7 月 25 日からの大雨にかかる災害等（災害のおそれを含む）により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」（継続 手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

【秋田県】

横手市  
湯沢市  
由利本荘市  
大仙市  
にかほ市  
仙北市  
仙北郡美郷町  
雄勝郡羽後町  
雄勝郡東成瀬村

【山形県】

鶴岡市  
酒田市  
新庄市  
寒河江市  
村山市  
尾花沢市  
最上郡金山町  
最上郡最上町  
最上郡真室川町  
最上郡大蔵村  
最上郡鮭川村

最上郡戸沢村  
東田川郡庄内町  
飽海郡遊佐町

(内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください)

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

#### ■特例措置

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者・被保険者の契約について、

**保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施**いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

#### お問い合わせはこちらまで

○「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

○「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)